

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	特定原産地証明の電子発給の容認
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>既存の FTA/EPA における第三者証明制度において、特定原産地証明書の発給手続は電子化されているものの、証明書自体ははまだ紙で発給されている。</p> <p>特定原産地証明書の電子発給により、利用企業側での利便性の向上とスピードアップ、不要コストの削減が可能となり、貿易円滑化や日本輸出産業の競争力強化に資する。</p> <p>また、ASEAN 諸国においてもアセアン・シングル・ウィンドウ等を通じて特定電子原産地証明の政府間電子連携に向けた検討が進められつつあり、わが国が遅れをとらぬよう、主導的な役割を果たすべきである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	経済連携協定に基づく特定原産地証明書発給等に関する法律
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>現状、紙で発給・運用されている特定原産地証明書について、電子的な交付を認めるべきである。</p> <p>相手国との連携に向けた技術検討や協定変更等に対応する必要がある場合、まずは日本国内の申請者側でのプリントアウトを認める方式を導入するなど、段階的にでも電子発給に向けた措置を進めるべきである。</p>